

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和2年12月10日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和2年12月10日（木曜日）

午前9時59分開議

午前11時46分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第2号 令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和2年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第14号 令和2年度港湾事業及び災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する市町負担金(地方財政法関係)について

議案第18号 工事請負契約の締結について

議案第19号 工事請負契約の締結について

議案第20号 工事請負契約の締結について

議案第21号 工事請負契約の締結について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第43号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 専決処分の報告及び承認について

議案第45号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第46号 専決処分の報告及び承認について

いて

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

いて

報告事項

①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて

出席委員(8人)

委員長 高木 健次

副委員長 楠本 千秋

委員 城下 広作

委員 松田 三郎

委員 井手 順雄

委員 湧上 陽一

委員 河津 修司

委員 岩田 智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 上野 晋也

総括審議員

兼河川港湾局長 永松 義敬

政策審議監 野崎 真司

道路都市局長 村上 義幸

建築住宅局長 原井 正

監理課長 木山 晋介

用地対策課長 馬場 一也

土木技術管理課長 桑元 伸二

道路整備課長 森 博昭

道路保全課長 吉ヶ嶋 雅純

都市計画課長 宮島 哲哉

下水環境課長 森 裕

河川課長 菰田 武志

港湾課長 原 浩

砂防課長 西 田 守
建築課長 小路永 守
営繕課長 緒 方 康 伸
住宅課長 折 田 義 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
政務調査課主幹 西 野 房 代

午前9時59分開議

○高木健次委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第6回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、上野部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

また、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、上野土木部長。

○上野土木部長 着座にて説明をさせていただきます。

まず、委員の皆様に対しましては、11月11日に実施されました阿蘇、菊池方面の管内視察に執行部も同行させていただきましたことにつきまして、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今定例会に提案しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告をいたします。

令和2年7月豪雨から5か月が経過いたしました。県では、被災された方々のための応急仮設住宅として、7市町村、24団地、808戸の整備を進め、昨日12月9日に全ての団地

を完成いたしました。被災者の方々には、木のぬくもりを感じる落ち着いた住環境の中で、新年を迎えていただけるものと考えております。

また、球磨川流域の治水対策につきましては、既に国、県及び流域市町村とともに、球磨川流域治水協議会を設置し、具体的な検討を始めております。そして、今年度の国の補正予算を活用できるよう、年明け早々にも、今すぐに取り組む対策を球磨川緊急治水対策プロジェクトとして取りまとめてまいります。その上で、今年度末までに、中長期的に取り組む対策も含め、あらゆる対策を総動員した球磨川流域治水プロジェクトを策定し、抜本的な治水対策をスピード感を持って進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開園を延期しておりましたくまモンポート八代につきましては、プレオープンとして、10月31日から土曜、日曜、祝日限定で、八代市民を対象に開園し、11月28日からは、全ての県民まで対象を拡大いたしました。引き続き、来場された方に安心して利用していただけるよう、感染防止対策を徹底するとともに、関係者とも連携しながら、グラウンドオープンに向けて取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案等について御説明をいたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案4件、条例等関係議案15件でございます。

補正予算の概要について御説明をいたします。

今回の補正予算は、令和2年7月豪雨災害の対応等に必要な費用としまして、110億5,700万円余、併せまして、ゼロ県債といたしまして、16億2,100万円余の債務負担行為の設定です。また、1,069億8,900万円の繰越

明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例改正1件、工事請負契約の締結4件、専決処分
の報告及び承認について10件の計15件の御審議をお願いしております。

その他の報告事項につきましては、11月24日に策定、公表いたしました令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願
いいたします。

今後とも、復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願
いいたします。

○高木健次委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料1冊、その他報告事項1件を準備いたしております。

では、お手元の建設常任委員会説明資料、1ページをお願いいたします。

令和2年度11月補正予算資料について御説明いたします。

今回の補正予算は、令和2年7月豪雨に伴う公共土木施設の災害復旧等に要する経費の増額補正をお願いするものです。

まず、上の表、2段目、今回補正額ですが、表左、一般会計の普通建設事業については、補助事業として36億1,500万円余、県単事業として15億9,300万円余の増額を計上いたしております。

災害復旧事業につきましては、補助事業として4億2,900万円余、県単事業として5,400万円余、直轄事業として53億6,500万円余の

増額を計上しており、投資的経費計としまして、110億5,700万円余の増額となっております。

その結果、2つ右側の一般会計計欄の3段目のとおり、補正後の一般会計の合計予算額は、1,542億4,900万円余になります。また、右側の特別会計等につきましては、今回補正予算の計上はありません。

この結果、右側合計欄、3段目のとおり、一般会計、特別会計を合わせた今回補正後の予算合計額は、1,643億7,200万円余になります。

また、各課別の予算内訳につきましては、下の表のとおりとなっております。

2ページをお願いいたします。

令和2年度11月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段、土木部合計欄を御覧ください。右側の今回補正額の財源内訳として、国支出金が20億600万円余、地方債が88億4,500万円、一般財源が2億500万円余の増額となっております。

以上が11月補正予算に係る土木部全体の予算額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。ここからは各課別の11月補正予算になります。

まず、監理課分について御説明させていただきます。

2段目の建設産業支援事業費でございますが、右側の説明欄を御覧ください。

建設産業若手人材確保対策事業として、1,500万円の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

この事業は、県内高校3年生等を対象とした建設産業の魅力発見フェアについて、年度当初の6月頃の開催を予定していることか

ら、その開催について、契約事務等を考慮し、本定例会での債務負担行為の設定をお願いするものです。

監理課の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

4ページをお願いいたします。

補正額はございません。上から2段目の説明欄に記載のとおり、建設単価調査業務に3,400万円余の債務負担行為を設定しております。

この業務は、土木部が発注する工事金額の積算で用いる建設資材などの単価を決定するために、1年を通じて市場の実勢価格を調査するもので、毎年行っているものでございます。

土木技術管理課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

5ページをお願いいたします。

ゼロ県債の債務負担行為の設定を2件お願いしております。

まず、2段目の単県道路修繕費は、小規模な舗装の老朽損傷箇所を舗装、修繕するもので、右側説明欄のとおり、国道212号ほか7か所で1億7,700万円を設定しております。

次に、上から4段目の道路舗装費は、計画的に舗装、補修を実施するもので、右側説明欄のとおり、国道266号ほか23か所で4億7,300万円余を設定しております。

これら2事業については、劣化した舗装の損傷が梅雨時期に進行することを未然に防ぎ、道路交通の安全を確保することを目的に早期発注するものでございます。

道路保全課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

一般会計の補正予算について御説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

上から2段目の一般廃棄物等対策費でございますが、表、左から4列目のとおり、1,100万円余を計上しております。これは、令和2年7月豪雨により被災した浄化槽等の復旧に係る市町村への補助に要する経費でございます。

以上、下水環境課の一般会計での補正といたしまして、7ページ、表、左から4列目最下段のとおり、1,100万円余の増となります。この結果、下水環境課の補正後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、10億3,100万円余となります。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

上から2段目の熊本北部流域下水道管理費に係る管きよ費、処理場費、業務費、総係費等の表、右側説明欄を御覧ください。

下水道管理者には、下水道法において、処理場からの放流水の水質検査の実施が義務づけられており、この水質検査を次年度当初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として、600万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同じく4段目の球磨川上流流域下水道、6段目の八代北部流域下水道の管きよ費、処理場費、業務費、総係費等につきましても同様に、それぞれ500万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

下水環境課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

9ページをお願いします。

11月補正予算を御説明いたします。

2段目の河川掘削事業費でございますが、左から4列目のとおり、8億700万円余の増となっております。これは、本年7月の豪雨により、大規模な山腹崩壊等に起因する河川内の堆積土砂の除去に要する経費で、7月専決予算成立後に新たに判明した堆積土砂の除去に係る増加分を計上するものです。

4段目の河川等災害関連事業費でございますが、左から4列目のとおり、32億1,800万円余の増となっております。これは、災害復旧事業と併せまして、改良復旧工事に要する経費で、本年7月豪雨により被災した佐敷川ほか7か所の改良等に係る額を計上するものです。

6段目の海岸環境整備事業費でございますが、左から4列目のとおり、3億9,700万円余の増となっております。これは、7月豪雨により海岸保全区域に漂着した流木等の撤去に要する経費で、7月専決予算成立後に漂着流木量が増加した不知火海岸ほか19か所の撤去に係る額を計上するものです。

10ページをお願いします。

2段目の直轄災害復旧事業負担金ですが、左から4列目のとおり、53億6,500万円余の増となります。これは、7月の豪雨により被災した国道219号、球磨川など国が行う直轄災害復旧事業に対する負担金を計上するものです。

5段目の現年発生災害復旧工事費ですが、左から4列目のとおり、5,400万円余の増となります。これは、7月の豪雨により被災した公共土木施設の復旧のうち、補助災害復旧事業の採択基準の1か所の工事が120万円に満たないものについて、県単独事業として実施するもので、人吉水俣線ほか48か所の復旧等に係る額を計上するものです。

以上、河川課の11月補正分の総額は、左から4列目の最下段のとおり、98億4,200万円余の増となり、11月補正後の予算総額は、5

列目の最下段のとおり、569億3,600万円余となります。

次に、債務負担行為の設定をお願いしております。

再度、9ページをお願いいたします。

2段目の河川掘削事業費でございますが、表、右側の説明欄を御覧ください。7,100万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、熊本市の潤川ほか2か所において、特に土砂の堆積が著しい河川について、来年の出水期までに堆積した土砂の掘削を行い、河川の流下能力の維持を図るものです。

次に、10ページをお願いします。

3段目の過年発生国庫補助災害復旧費について、表、右側の説明欄をお願いします。

庁用自動車賃借の債務負担行為の設定として、300万円をお願いしております。これは、災害復旧事業の施行に伴い必要となる庁用自動車のリース契約を年度当初から行うためのものです。

河川課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

11ページをお願いします。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費です。

表、左から4列目のとおり、4億2,900万円余の増となっております。これは、令和2年7月豪雨及び台風10号により被災した県管理港湾施設の災害復旧工事に要する経費でございます。

その結果、表、左から5列目の最下段のとおり、港湾課の一般会計補正後の予算総額は、62億7,200万円余となります。

続きまして、債務負担行為について、まず、一般会計から御説明いたします。

11ページの上から2段目の単県港湾整備事業費において、表、右側説明欄のとおり、9億円の債務負担行為の設定を計上しておりま

す。これは、熊本港ほか3港におけるしゅんせつ事業で、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了するためにゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

2段目の施設管理費において、庁舎等管理業務として、表、右側説明欄のとおり、1,700万円余の債務負担行為の設定を計上しています。これは、年度当初から港湾施設の管理等を円滑に行うためです。

次に、4段目の県管理港湾施設整備事業費の表、右側説明欄を御覧ください。これは、八代港における小口貨物取扱施設整備について、さきの2月議会で、令和3年度及び令和4年度にそれぞれ2億円の債務負担行為の設定を承認いただきましたが、詳細設計の結果、建築工事が当初の想定よりも短期間で完了することが明らかになったこと、また、地盤調査の結果、基礎工の工事費を増額する必要が生じたことにより、債務負担行為の設定の年度割りの変更及び増額をお願いするもので、補正後の額は4億5,600万円余となります。

港湾課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

11月補正予算を御説明いたします。

2段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、表、左から4列目のとおり、7億7,400万円の増となっております。これは、水上村の湯山川ほか31か所におきまして、令和2年7月豪雨で堆積した土砂を撤去するなど、既設の砂防設備の機能回復に要する経費でございます。既設の砂防堰堤に堆積した土砂の撤去につきましては、公共土木施設災害復旧事業費の対象とならないことから、砂防

施設の維持管理費として、この費用で対応するものでございます。

以上、砂防課の11月補正分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、7億7,400万円の増で、11月補正後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、228億5,700万円余となります。

砂防課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○木山監理課長 監理課でございます。

15ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費でございます。

1の一般会計として1,060億5,800万円、2の港湾整備事業特別会計として5億3,100万円、3の用地先行取得事業特別会計として4億円、一般会計及び特別会計合わせまして、1,069億8,900万円となっております。

今年度は、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業の増の影響で、昨年度の設定額より355億8,900万円余の増となっております。

繰越しにつきましては、引き続き、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

次に、17ページをお願いいたします。

県が施工する公共事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

市町村負担金につきましては1件の議案を御提案しておりますが、複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して御説明申し上げます。

なお、今回の御提案につきましては、9月議会で承認をいただきました事業について追加提案をするものです。各市町村に対しましては、事業計画を説明し、負担金に係る同意を得ておりますことを御報告させていただきます。

では、17ページ、第14号議案、令和2年度港湾事業及び災害関連緊急傾斜地崩壊対策

事業の経費に対する市町負担金（地方財政法関係）について御説明いたします。

直轄港湾改修事業等6つの事業につきましては、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町負担分を定めるものです。負担内容につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

工事請負契約の締結についてでございます。

工事請負契約の締結につきましては、33ページにかけまして、第18号から第21号まで、4件の議案を御提案しております。提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があることから御提案をさせていただきます。

まず、19ページ、議案第18号でございます。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎（仮称）新築工事他合併。工事内容は、(1)合築庁舎棟、鉄筋コンクリート造、地上7階、地下1階建て、延べ面積1万620平方メートル、(2)連絡通路、鉄骨造、地上2階部分、延べ面積198平方メートル、(3)上記建築に伴う既存建物及び外構解体工事並びに外構整備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号地内。工期は、契約締結の日の翌日から令和5年2月28日まで。契約金額は、43億9,628万7,896円。契約の相手方は、福岡県福岡市博多区下川端町9番12号、大林・建吉・豊建設工事共同企業体、代表者株式会社大林組九州支店常務執行役員支店長引田守、契約の方法は、一般競争入札でございます。

20ページをお願いいたします。

入札の経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準は本書のとおり設定

し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

21ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には4者が参加し、令和2年8月28日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が172.00で、税抜き43億4,415万8,000円の予定価格に対しまして、税抜き39億9,662万5,360円で入札した大林・建吉・豊建設工事共同企業体と清水・岩永・竹内建設工事共同企業体が、評価値4.3036と同じ評価値となったため、くじの結果、大林・建吉・豊建設工事共同企業体が落札を決定いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第19号でございます。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎（仮称）電気設備工事他合併。工事内容は、合築庁舎棟、連絡通路建築に伴う電灯設備、動力設備、非常用電源設備、電話設備、自動火災報知設備等の電気設備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号地内。工期は、契約の日の翌日から令和5年2月28日まで。契約金額は、10億8,900万円。契約の相手方は、熊本市中央区世安町332番地、電盛社・白鷺・SYSKEN建設工事共同企業体、代表者株式会社電盛社代表取締役本田安博、契約の方法は、一般競争入札でございます。

24ページをお願いいたします。

入札の経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準は本書のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

25ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には4者が参加し、令和2年9月2日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が125.61で、税抜

き10億6,662万9,000円の予定価格に対しまして、税抜き9億9,000万円で入札をしました電盛社・白鷺・SYSKEN建設工事共同企業体が評価値12.6879となり、落札を決定しております。

27ページをお願いいたします。

第20号議案でございます。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)機械設備工事他合併。工事内容は、合築庁舎棟、連絡通路建築に伴う空気調和設備、給排水設備、ガス設備等の機械設備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号地内。工期は、契約締結の日の翌日から令和5年2月28日まで。契約金額は、9億7,493万円。契約の相手方は、熊本市東区戸島町974番地11、肥後・熊電・SYSKEN建設工事共同企業体、代表者株式会社肥後設備代表取締役村本昌美。契約の方法は、一般競争入札でございます。

28ページをお願いいたします。

入札の経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準は本書のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

29ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には1者が参加し、令和2年9月24日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が116.56で、税抜き8億8,637万3,000円の予定価格に対しまして、税抜き8億8,630万円で入札した肥後・熊電・SYSKEN建設工事共同企業体が評価値13.1513となり、落札を決定しております。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第21号でございます。

工事名は、熊本工業高校実習棟(第二期)改築工事。工事内容は、(1)実習棟、鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積3,552平方

メートル、(2)渡り廊下、鉄骨造、2階建て、延べ面積81平方メートル。工事場所は、熊本市中央区上京塚町5番1号地内。工期は、契約締結の日の翌日から令和4年1月26日まで。契約金額は、7億3,645万円。契約の相手方は、熊本市中央区水前寺公園28番43-501号、坂口・豊特定建設工事共同企業体、代表者坂口建設株式会社代表取締役坂口洋亮。契約の方法は、一般競争入札でございます。

32ページをお願いいたします。

入札の経緯及び結果でございます。

1、競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準は本書のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

33ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3者が参加し、令和2年10月9日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が104.33で、税抜き6億7,447万円の予定価格に対しまして、税抜き6億6,950万円で入札をしました坂口・豊特定建設工事共同企業体が評価値15.5833となり、落札を決定しております。

監理課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料の35ページの第37号議案から53ページの第46号議案までの10件でございます。

まず、資料の35ページ、第37号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、令和2年5月17日午前8時30分頃、葦北郡芦北町大字横居木地内におきまして、主要地方道芦北坂本線を軽乗用自動車で

進行中、進行方向左から道路一面に転がってきていた石の上を通過する際に左前輪タイヤを損傷したものであります。運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の3割に当たる2,112円を賠償しております。

次に、資料の37ページ、第38号議案です。右ページをお願いいたします。

本件は、令和2年5月21日午前4時10分頃、八代市泉町柿迫地内におきまして、主要地方道小川泉線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側の斜面から転がってきた石に衝突し、車底部等を損傷したものであります。本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる28万5,197円を賠償しております。

次に、資料の39ページ、第39号議案でございます。右ページをお願いします。

本件は、令和2年7月13日午前5時40分頃、山鹿市鹿央町仁王道地内におきまして、主要地方道大牟田植木線を軽乗用自動車で行進中、進路前方に生じていた穴ぼこに落下し、右後輪タイヤを損傷したものであります。運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の6割に当たる1万1,022円を賠償しております。

次に、資料の41ページの第40号議案でございます。右ページをお願いします。

本件は、令和2年7月14日午後1時20分頃、球磨郡錦町大字木上東地内におきまして、主要地方道人吉水上線を普通乗用自動車で行進中、進路前方に生じていた穴ぼこに落下し、左前輪タイヤ等を損傷したものであります。運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の6割に当たる12万2,255円を賠償しております。

次に、資料の43ページの第41号議案です。右ページをお願いします。

本件は、令和2年7月15日午後4時頃、阿蘇市跡ヶ瀬地内におきまして、一般県道河陰阿蘇線を軽貨物自動車で行進中、進路前方に生じていた穴ぼこに落下し、右後輪タイヤを損傷したものであります。運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の4割に当たる6万6,608円を賠償しております。

次に、資料の45ページ、第42号議案です。右ページをお願いいたします。

本件は、令和2年7月27日午前6時30分頃、菊池郡菊陽町大字原水地内におきまして、一般県道大津西合志線を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側の斜面の樹木から落下していた枝に衝突し、左サイドミラー等を損傷したものであります。運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の7割に当たる2万1,768円を賠償しております。

次に、資料の47ページ、第43号議案でございます。右ページをお願いいたします。

本件は、2台の車両が絡む案件でございます。令和2年8月12日午後4時25分頃、菊池郡菊陽町大字津久礼地内におきまして、一般県道熊本菊陽線を普通乗用自動車で行進中、前方を同方向に進行していた大型貨物自動車、道路左側の植樹帯から道路上に張り出していた街路樹に衝突し、さらにその衝撃で折れた枝が後続の普通乗用自動車に衝突して、フロントガラスを損傷したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることから、損害額全額の補償を受けるべきところでございます。前方を走行していた大型貨物自動車の前方不注視の過失が認められることから、大型貨物自動車、普通乗用自動車の損害額の5割に当

たる7万7,088円を賠償し、道路管理者が残りの5割に当たる同額を賠償しております。

なお、大型貨物自動車については、損傷等はありません。

次に、資料の49ページ、第44号議案でございます。右ページをお願いいたします。

本件は、令和2年8月31日午後4時頃、人吉市上青井町地内におきまして、被害者が路外駐車場から歩道を通過して国道445号に進出するために普通乗用自動車の後退中、歩道に敷き詰められていたタイルが剥離し、跳ねたことによりましてフロントバンパー右側等を損傷したものであります。

本件は、タイル剥離の危険性を予見すること及び運転者が事故を回避することは困難であることを考慮いたしまして、損害額の全額に当たる23万4,652円を賠償しております。

次に、資料の51ページ、第45号議案でございます。右ページをお願いいたします。

本件は、令和2年9月8日午後5時40分頃、菊池郡大津町大字古城地内におきまして、一般県道北外輪山大津線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていたクラックから剥がれたアスファルト片に乗り上げて、左後輪タイヤを損傷したものであります。運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の5割に当たる6,650円を賠償しております。

次に、資料の53ページ、第46号議案でございます。右ページをお願いします。

本件は、令和2年9月11日午前6時45分頃、上益城郡嘉島町大字上島地内におきまして、主要地方道小川嘉島線の道路右側の路側帯から歩道に自転車で進入する際、はみ出していた歩道縁石に衝突し、左ペダル等を損傷、右肘等を負傷したものであります。自転車の運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、損害額の5割に当たる8,240

円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと全般的に、1個だけちょっと教えてください。

4ページの、例の建設単価の調査業務があるんですけども、熊本地震のときに建設資材が高いというイメージがどおんとあって、その状況は今でもずっと続いているんですか、それとも状況はどうなのか、関連して1つだけ教えていただければと思います。

○桑元土木技術管理課長 その後、地震直後から単価は上がったままで、横ばいで今現在来ているところでございます。で、先月、県内被災地の人吉については、碎石だけが200円ですか、上がったのが見られるだけでございます。

○城下広作委員 震災で、結構急に、わあっと需要が高まって、材料がないから高止まりだけど、約4年半とかもう5年近くになるのに、あまり落ちないというのは、慢性的にやっぱり、そういうふうな仕方ないっていうか、現実はそのんでしょうけど、高くずっと設定していこうというような、そういう感じなのか。現場が現場というか、状況がそういうことで、なかなか下がるのは許さないという状況なんですかね、やっぱり。

○桑元土木技術管理課長 この調査、今予算化しますこの建設物価の調査でございますけれども、財団法人で積算資料と建設物価とい

うものを調査するんですけども、それは、各市場の実勢価格を調査して行っているものでございますので、そのまま実勢が反映されているということでございます。

○城下広作委員 県南地域、まだ今から復興して、建物なんかもどんだんどん復旧とか、公共事業も増えるうちに、工事金額がやっぱり上がってきますよね、そういう意味では。分かりました。

○井手順雄委員 関連でいいですか。その物価版あたりの全国の物価指数と申しますか、価格はどうですか。熊本県が特異に上がっているというような感じですか。それとも、他県の物価、単価というのはどういう状況にありますか。

○桑元土木技術管理課長 地震以後、全国平均に比べて、前年度比は熊本県のほうがやはり高くなっていくという状況でございます。

○井手順雄委員 はい、分かりました。
今回の補正も、7月豪雨の災害工事というのが出てきますが、来年、年明け、本格的に災害復旧という形になっていこうかというふうに思います。

地震のときの、いわゆる繰越工事等々、今現状はどうなってますかね。今までの災害復旧工事の繰越工事の……。

○木山監理課長 監理課でございます。
繰越工事につきましては、熊本地震以降やはり工事数がかなり増えまして、繰越しがかなり増えてきたんですが、令和2年度、令和元年から2年に繰り越した額につきましては、地震災害分として、合計で191億と。一番ピークのときは440億ぐらい繰り越して実施をしておりましたので、大分繰越しのほうは、災害関連については少なくなってきてい

るといったような状況でございますが、まだ一部残ってきているといった状況でございます。

○井手順雄委員 194工事箇所残っているということですか。

○木山監理課長 すみません、これは金額ベースでございます。191億円というのは。

○井手順雄委員 工事ベースでいくならば何工事ぐらいありますか。

○木山監理課長 すみません、箇所数まではちょっと整理しておりませんで、そこについてまた別途御報告をさせていただきます。

○井手順雄委員 というのがね、まだまだ工事的にも191億とは大したもんですよ、金額的には。それで来年また災害復旧となれば、本格的に動き出せば、また繰越しが増えてくる。そうした場合、知事が一番にもう、安心、安全なという形の中で、できるところからやると、目に見える形でやるというような表明をされました。その分、土木部は追いつくんですか。河床掘削なんて、すぐできるんですかね。今査定中でしょう。もうできとかなん、査定も終わって、工事が。2月議会でばくって出すような格好に、もう早急に知事があぎゃん言いよつとに、土木部が動かぬていうのはどういうことでしょうか。もう少し、やっぱり早急に動いていくというのを、やっぱり今後、年末にかけて、そして年明けにかけて、ちゃんと明確にしていくと。国相手ですから、なかなか難しい面もあろうかとは思いますが、そこら辺はやってやるんだっていう意気込みをぜひとも見せていただきたいなというふうに思います。

そしてまた、この繰越しについては、特例で、国に、財政課あたりが、繰越しを認めま

すよというようなことでやっておりました。現在もそういった状況にあるんですか、監理課長。

○木山監理課長 繰越しにつきましては、しっかりと状況を説明して、財政当局にも御理解をいただきながら、繰越しを進めているところでございます。

○井手順雄委員 やるんですかって聞いているんですよ。現在も——要望するわけじゃないんですよ。今していただいとるんですかということですよ。

○木山監理課長 繰越しにつきましては、実際財政当局とも、金額の面も含めて、お話をし、残っている分については、しっかりと対応しているところでございます。

○井手順雄委員 というのがね、やはり市町村の工事というのがまた発生してきます。もう市町村は、本当マンパワーもなくて、まだ191億もある中で、やっぱり市町村は今一生懸命、それをこなしとるといふ状況の中で、またこれ、来年になって、災害が増えたら、またこれこういった繰越し工事っていうのが増えてきます。そこら辺をやっぱり考えながら、今後考えて、市町村のことも考えて、やっぱり工事っていうのを進めていくということが大事であろうと私は思っております。

それと、4年前の災害で何を学びましたか、土木部長。何を学びましたか。今回の災害が発生しました。これをいかにクリアしていくか。4年前の教訓っていうのは何かありますか。工事発注に関してもしかり。いろんな積算するにもしかり、総合的な感覚の中で、早期工事終結を、安心、安全なまちづくりを早くやっていこうというようなことを、もう経験しとるわけですから。その分に関して、何か今回の災害に対して、意気込みという

か、こういうことをやっていきたいとか、そういったことは何かあるでしょうか。

○上野土木部長 委員おっしゃいますように、4年前、熊本地震を経験いたしました。やはり、我々土木部は、現場を持っておりますので、現場の状況を、地元あるいは市町村、我々も地域振興局、出先がでございます。まず現場、出先の状況をしっかりと把握していくということが第一だというふうに思っております。

あと、今発注等のお話もございましたけれども、確かに、災害復旧工事と申しますのは、国あるいは県、市町村の災害復旧もございまして。また、県の中では、土木部以外にも、農林水産部の部分もございまして、しっかりと、その辺の発注の仕方につきましては、情報連絡といいますか、それらを共有しながら、円滑にいくようにスピード感を持って復旧工事に当たっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○井手順雄委員 ありがとうございます。

4年前を振り返ると、やっぱり地元業者さんがかかりつきりにならないといけないような状況になってきて、やっぱりチーム熊本ですよ、熊本県全域で災害復旧をするんだという意気込みを前回分かったでしょう。ぜひともそこは、球磨・人吉でももちろんやっていただかなくちゃいけない。しかし、もうこれ以上できない、業者さんができないというときには、周りの方々に要請して加勢していただくというような気持ちを今回は余計持っていると思う。じゃないとしこなさんですよ。ぜひともそこはお願いしたいというふうに思います。

もう1点いいですか。入札ですたいね、この中身に関しては何の問題もありません。この中に、低入札価格調査基準価格と失格判断基準価格というのがありますが、これは何を根拠

に、こういった形の中で決めておられるのか。

監理課長、お願いします。

○木山監理課長 今御指摘がありました低入札価格調査基準価格と失格判断基準価格でございますが、これは、国のほうが公契連というのがございまして、そこで基本的な失格基準、基準調査価格の基準を設定されておりまして、本県では、その国の基準に倣って設定をいたしているといったところでございます。

失格判断基準につきましても、国の判断基準等を参考に設定をさせていただいているというところでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、低入調査価格と失格判断価格の間だった場合が低入調査をするというようなことですか。

○木山監理課長 はい、そのとおりでございます。

○井手順雄委員 はい、分かりました。

○河津修司委員 先ほどの質問にちょっと関連するかもしれませんが、9ページの海岸環境整備事業費の流木等の撤去に要する経費としてありますが、これは流木がまだあるんですか。

○菰田河川課長 河川課でございます。

流木につきましては、一応、今陸揚げはしておりますので、これをこれから処分をするということで、上がった流木は、塩とか水分を含んでおりますので、乾燥させたものをこれから順次処分にかかるといったことで、作業等はまだ残っております。

○河津修司委員 分かりました。いや、まだ

流木が残ってるなら早うせんといかぬなと思って。分かりました。

それから、7ページの下水環境課の2項目めの令和2年7月豪雨により被災した浄化槽等の補助に要する経費、ちょっとこの説明を詳しくお願いします。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

今回の補助に要する経費といいますのは、浄化槽が被災した場合に、国の補助がまずございます。あと、市町村が補助した場合に、それと同額の補助を県がするというので、県から市町村に補助する経費ということになります。主に3分の1ずつという形になっていきます。

○河津修司委員 分かりましたが、いや、だから、補助金じゃなくて補助に要する経費としてあるものだから、それは分かりましたが、これは、主にやっぱり県南、人吉・球磨地方が多いわけですか。

○森下水環境課長 今回の補正要求につきましては、県南の8市町村から要望がございまして、その要望額の補助金分を補正で要望しているところでございます。主に八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、山江村、球磨村が要望されております。

○河津修司委員 はい。よう分かりました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○瀧上陽一委員 河川課9ページになりますね。河川掘削事業で8億700万ということで、先ほどの説明の中で、令和2年7月豪雨の大規模な山腹崩壊に起因する河川の堆積、撤去ということでありました。もう来年もまた梅雨が来るんじゃないかという心配もされ

ておりますけれども、今回7月豪雨で堆積した県内の河川の土砂について、来年の梅雨までに撤去ができるのだろうか、見通しでも聞ければというふうに思います。

もう一点は、私たちも現場に行かしてもらって思ったのが、これだけの土砂が流れ込んでいる。聞くところによると、この土砂、どこに持っていかかという話も多分出てくるんだろうと思いますけれども、今その課題として、この土砂の課題というのがあれば教えていただければと思います。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今回の7月豪雨に伴いまして、県内の県が管理しております河川につきましては、速報値として、約107万立米ほどの土砂堆積を確認しているところでございます。

その掘削に当たりましては、次期出水期に向けての撤去ということで、可能な限り一生懸命努力したいといったところでございます。

先ほど言われました課題でございますけれども、一番課題となっているのは、その撤去した土砂の処分という形になっております。現在、今回補正予算等で計上させていただいたものにつきましては、主に処分先が決まっているものとかというものを計上させていただいておりますけれども、今後まだ大分処分先が今現在調整中のところがございまして、それらが確定次第、また改めて予算要求させていただきたいというふうに思っているところでございます。

その具体的な処分につきましては、具体的に、工事間の流用とか、あとまた、必要に応じてはまちづくりに活用できるときに使うためのいわゆる盛土材の一部に使用したりとか、そういうものの利活用を一番重視したいといったところで考えているところでございます。以上でございます。

○淵上陽一委員 今年のような雨がまた来年降る可能性もあるわけでありまして、雨が降る前に何とか撤去もやっていただきたいというふうに思いますけれども、やっぱりソフト対策も含めてちゅうちょなくやっていただく。山鹿のほうを聞きましたら、この泥は、一応、あるところに置かしていただいて、河川なんかにも乗り入れするなんかの土砂に使いたいということで、それぞれ苦労されております。

1点だけ、これはもう要望ですけれども、何分これだけの災害があつて、もう人が全く足りていないというのは、多分それ、どこでも一緒だろうというふうに思いますけれども、以前お話があつたものも止まってしまった、そのぐらい工事量が増えて、本当にやっぱり職員さんたちの負担がもう目に見えて分かりますので、その辺のところもしっかり対応していただければというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いしておきます。以上です。

○松田三郎委員 私も河川掘削のことをちょっとお尋ねしようと思っておりますが、関連して。

その前に、これは監理課長なのか、部長なのか。部長の冒頭の総括説明の3ページのところに、(2)の次、次にというのが、条例改正1件というのが負担金の14号のことですかね。

○木山監理課長 監理課でございます。

今御指摘のとおり、第14号議案の負担金のところでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、条例改正というか、このことですね、市町負担金。で、これは市町村じゃなくて市町になっているということは、簡単な質問で恐縮ですけれども、地方財政法上、村の場合は負担金がないということですか。もしくは、この事業を、今回に

関してが、村が対象の事業がないっていうことですか。どっちなんですか。

○木山監理課長 今回設定をさせていただいております市町村負担金についてが、基本的に市町村が対象だったということでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、村にも、法律上、村が対象の場合は、村も負担があるということですね。

○木山監理課長 そのとおりでございます。

○松田三郎委員 続いていいですか。

先ほど渚上委員の河川掘削に関連して私も質問しようと思いましたが、主に菰田課長に質問になりますが、資料は、先ほどもらいました9ページ。

これは災害の後、もちろんでございますが、もともとこれ、ほかの市町村も含めてですけれども、非常に市町村からすると要望の多い、要望の高い事業でございます。今回、災害を経て、災害復旧でももちろん必要でしょうし、今後、球磨人吉以外、被災を受けたところ以外も含めてですけれども、防災・減災、国土強靱化等々、やっぱり河川掘削というのは非常に必要性、重要度が増してくる事業だろうと思います。

それで、2～3点質問というのは、これは以前、本委員会でも私聞きましたけれども、まず1点目が、例えば、国がやる場合、県がやる場合に違いがあるかもしれませんけれども、例えば、河川環境をあまり壊さないように、表面からかかって水面から出ている部分しか取りませんとかという話したら、いや、こんだけの被害は、もうざくっと全部取ってしまいますけんって言う人もいらっしゃるわけですね。

これは一定のルールがあるのか、もしくは

その現場現場、箇所箇所によって、例えば、これぐらいだと、また来年、再来年にまた同じぐらいたまってしまふからたくさん取るとか。個別に対応するのか、もしくはある程度のルールがあつて、その取る量に限界があるとか制限があるという仕組みについてまず1点目お尋ねしたいと思います。

○菰田河川課長 河川課でございます。

河川掘削につきましては、今委員お話ありましたように、ある程度河川ごとの状況を見て判断しているところでございます。

これまでの維持掘削につきましては、やはり低水位よりも上のところをメイン的にしゅんせつしていた、掘削していたというのが状況でございます。今回の7月豪雨につきましては、それを非常に大きく上回るというか、堆積土砂があつたものですから、今回、非出水期、今から冬の時期ですけれども、元あつた、ある程度の河川断面に近いような状況まで大幅に掘削しようというところでの取組を考えているところでございます。

ただ、河川ごと、まだ生態系とかいろいろ考えなきゃいけない問題点もございますので、そういうのは川ごとの地域要件とかを考慮した上で対応したいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 はい。分かりました。

じゃあ2点目ですけれども、この今回の補正に関しては、災害の関係ということでしょうけれども、さっき言いましたように、今後、災害復旧でも、もしかすると、それ以外の——河川の災害関連にももしかすると一部掘削もあるのかもしれませんが、今後、災害復旧、あるいは今後さっき言いましたように、この災害を未然に防ぐための、あるいは要望が強い河川の掘削等々、これからもやっていかなければならないでしょうし、冒頭の部長の球磨川の緊急治水対策プロジェ

クト、こういうのにも、河川掘削いろいろ入ってくるんだろうと思います。その場合の財源というのが、例えば、単純に言うと、災害の場合は災害復旧でやるんでしょうし、今後、予防的な、あるいは防災・減災に関しては、防災・減災、国土強靱化の予算であるとか、あるいは交付金であるとか、あるいは一般財源であるとか、いろいろプロジェクトに関わることもあるとは思いますが、大体我々のイメージとしてどう考えておけばいいのか。

今言ったように、災害の場合、あるいはこれから災害を防ぐ場合の河川掘削というのは、大体幾通りある、あるいはその事業、その都度その都度——さっきの河川掘削じゃありませんが、その都度その都度やっぱり一番有利な財源を考えていくということなのか、今後のことも含めて、ちょっと財源のことを——あるいはしゅんせつ債とか、令和元年からできたとかというのもありましたので、ちょっと教えていただければ。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今掘削の財源等を中心としたお話に関する質問かと思えます。

これまで河川の掘削につきましては、やはり河川の維持といったことになりますので、原則県の単独事業費を用いた掘削対応というのが、従前の対応が主な財源的なものでございました。

平成30年度から、国土強靱化の3か年緊急対策といったこともございまして、それまである程度、県の単独費で行っていた事業を、ある程度交付金として、国の補助事業として認めていただくようになりまして、平成30年度の補正から、今年度までの3か年、主に対象として拡大されたところでございます。

また、令和元年と2年の2か年限定という形でありますけれども、緊急自然災害防止対策事業ということで、地方債に有利な制度と

いうのも創設されまして、それも活用して県としては対応させていただいているところでございます。

また、今年度からでございますけれども、先ほどお話しましたしゅんせつ債、緊急浚渫推進事業ということで取組が、今年度から令和6年度までの5か年間対応することが拡大されましたものですから、そういう有利な制度を活用して、河川災害の未然防止に役立てるような対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 ある意味では国の方も手厚く、いろいろ財源に関しても考えていただいているようでございますので、まさにさっき井手委員の御指摘もありましたように、繰越しとの関係もいろいろ御苦労はいただいているとは思いますが、その都度その都度やっぱり有利な財源を使っていくというのは、引き続き、今までも土木部やっただいていると思うんですが、河川掘削に関してもお願いしたいと思えます。

それと、もう1点よろございますか。

最後ですけれども、先ほど淵上委員の御指摘にありましたように、今回の災害だけを考えても、球磨・人吉で掘削した土砂をどうしようかっていうのは、もう当初から大きな問題でございまして、簡単に言うと、さっき107万立米とか、恐らくですね、私聞いているだけでも80万近く、そのうち球磨・人吉が掘削の必要がある。取りあえず取らなきゃいけないところを発注して、先々足りないところを今確保するように、走りながら考える、走りながら見つけるというのが、簡単に言うとそういう状況だと思っております。

球磨郡は、たいぎや田舎とはいえ、ある程度まとまったスペースというのはそうそうたくさんあるわけじゃなくて、球磨地域振興局土木部でも、あるいは農林部含めても頑張っている状況でございます。

それで、私が申し上げたいのは、かつて、さっき言いましたように、河川の掘削で出た土砂は工事間の流用が、順序よく、タイミングよくできればいいですけれども、なかなかこっちの工事にこっちの掘削を充てるというのが、そうそう簡単にはできないというか、うまくいかない。あるいは市町村でお使いの場合仮置きするという、いろいろな工夫もなさっておられますけれども、かつては、今恐らく、国交省が発注する場合は、土捨場等を指定して、その運搬費も含めて発注をなさる。県の場合は、運搬費はもちろん見ますけれども、受注した業者さんが独力で自力で探して、そこに捨ててください、もちろんその場合の運搬費は見ますよというような仕組みでずっと来たというふうに私も聞いておりますし、そういうふうに認識しております。

ただ、これぐらいの規模になりますと、さっき言いましたように、県のほうでもいろいろ場所の確保に奔走していただいております。それで、前のように自分で探してくださいとなると、仮にですよ、ちょっと遠くにしか探せなかったというときに、遠くまでの運搬費はもちろん見ます、しかし、それがもうちょっと近くに見つけられるならば、その分の予算は運搬費ではなくて、本体を掘削する場合にもより多く使える、たくさん掘削できるというような要望も、かなり以前からあったわけでございます。

そこで、渇上委員もおっしゃったように、探すに当たって、例えば、これは前からの課題で私も要望しておりますけれども、公共、市町村有地なら話は早いでしょうけれども、民有地でも、無償で貸していただける場所もあるかもしれません。ある一定の、有償でといいますか、少なくとも、ならし代じゃないですよ。立米当たり幾らぐらい、そういうのを一部出した例はあるとは聞いてますけれども。これからは、あまり高額にならない範囲でももちろん結構でございますが、そういっ

たことも考えながら、やっぱり有料で、有償で仮置きをさせていただいたら、その分遠くまでの運搬費は要らないわけでしょうから、そういったことも考えて、身内も含めて、今やっていただいておりますが、一部に、そういうところもちよっと踏み込んで探していく、貸してもらいにいくということも必要ではないかと思えますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今委員お話しされましたように、非常に掘削土砂量が膨大でございまして、県内、今回7月豪雨では約107万立米ということでお話しさせていただきましたけれども、球磨管内においては75万立米ほど出ております。既に工事発注分が20数万立米ほど出してしておりますけれども、あと残り50万立米ほどは、まだ今後処分していかなければならないという形になります。

その掘削処分について、ある程度工事間流用できるようなところは借地をさせていただいて、土地を借りて、そこに仮置きして、また次に使うという形になりますけれども、全てがそういう形で活用できるというのは現実的にはちょっと困難な状況でございまして、やはり、委員お話ありましたように、民間の土捨て場あたりも活用しなければいけないのかなというふうに伺っているところです。

で、民間さんの土捨場のいわゆる立米単価が幾らなのかというものの調査もやりまして、県としては、捨て場所をどちらということである程度見ながら、その間の運搬距離もどれぐらいあるというのを勘案しながら設計書を作成して、業者さんへの負担をなくすような努力をしているところでございまして、いずれにせよ、堆積土砂を来期出水期までに取るという大命題の下に、一生懸命取り組んでいるところでございますので、市町村さんとも連携して、うまくそういう土砂処分がで

きるような努力を一生懸命やりたいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 しっかり考えていただいておりますので安心はしますけれども、要は、さっき課長おっしゃったように、次の出水期までに取ってしまう、必要な分は取るというのが大命題でしょうから、その部分で、例えば、さっき言いました全体の予算額の中で、運搬費で取られる分とか、あるいはさっき私はお願いしました処理費用で取られる部分というのをできるだけ圧縮すれば、それだけ予定した所期の目的を達するぐらいの、それ以上の掘削ができるわけでしょうから、そこの分の知恵の一環として、民有地を、少額ではございますが、お貸しいただく、使わせていただく分の有償化ということも含んで考えていただきたいという要望でございますので、以上でございます。

○城下広作委員 関連で。先ほどの107万立米っていうのは、球磨川の河川の量も入っている、それともそれは抜いた分なんですか。

○菰田河川課長 先ほど述べました107万立米は、県管理河川の分の集計ということで…。

○城下広作委員 分かりました。

それで、県管理はどこで使うか分からぬけれども、もともと、一級河川なんかは、砂利採取なんかで定期的にずっと取ってたんですね、今は国交省はあんまり砂利採取はさせないような感じだと思うけど、県管理の部分で、もう結構私が現場で見るとは相当な砂利層みたいな形の分のものがあって、骨材に使える砂利のような形で、使える量が相当あるんじゃないかと思って、そうなる、どこかにストックして砂利でまた再利用するという、骨材に使うという、それもある程度まと

めていくとできるのかなと思うけど、これはどうなんですか、全部もう土砂で捨てるという感覚なんですか。

○菰田河川課長 河川課でございます。

球磨川の例でお話しさせていただきますと、今委員お話しされましたように、砂利採取されていらっしゃる場所もございまして、砂利採取につきましては、採取料というのを県のほうにまた収入で入ってくるところでございますが、入った砂利を、いわゆる砕くとか、そういうプラントも必要になってくるところでございます。業者さんが、どちらのほうにプラントをお持ちかということもあるんですけども、そういう採算面を考えたところで、取られたり取られなかったりというような形態が変わっているところでございまして、今回の土砂を全てとなると、非常に採算面で合わないという話も伺っているところではございます。

○城下広作委員 それは完全に聞き間違い、俺は全てとは言っていない。砂利で取れる部分があるから選別してその分はプールするとか、有効に骨材に使えるんじゃないかという、そういうことの量としては考えられるのかと聞いている。そんなのは分かっているから。そんな泥を何かに流用するのとか、そがんこと発想なんかしたこともないし、するわけもない。要は、ちょうど河川が合流するところなんかはほとんど相当砂利が全部たまって、県管理河川でも、あの砂利をある程度ためて骨材として使うという形の部分は、できなくてもそこは仕方ないけど、できるならどうなのかという状況を確認しておく。

○菰田河川課長 河川課でございます。

ボーリングの中で結構——いわゆる玉砂利になるかと思っておりますけれども、粒径にはちょっとばらつきがあったりするというのもあ

りまして、その選別あたりもちよっと課題にはなってくるかとは思いますが。

なかなか一つの作業で出てきたものを、掘削の工事の中で選別するというのはなかなかちよっと、効率的に見るとかなり厳しいのかなというのが現状としてはございます。

○城下広作委員 分かりました。それは使いにくいとなれば、かえってコストがかかるとかいぬから、ただ、流用できるような形になると、これは十分考えることもあり得るのかなあと。特に、球磨川で出てくる分の体積での相当な被害があるから、これは有効にやっぱり、砂利掘削としてはチャンスかなというふうな感じがしますので、そこはもう国交省の管轄だと思います。分かりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○河津修司委員 全体的なあれですが、35ページから後に、ずっと事故の報告というか、専決処分の報告がありますよね。これはもう自治法で決まっているから、いつもこうやって詳しく説明するということなんでしょうけれども、これはもうちよっと簡略化というか、少額でもあるし、一覧表みたいな形ではできないんですか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今ここでそれに対する答えはできませんけれども、ちよっとまず、現状、検討させていただければと思います。どういうふうなことができるかという。

○河津修司委員 もう何しろ、金額も少額なものもありますし、そしてまた、要らぬこともまた言わなんごつものなるというか、例えば、44ページなんかは、タイヤを損傷したものと、後輪タイヤ。それで16万とかかかっているというふうな形で、そんなにかかるもん

かなという思いもするわけですが。タイヤ等なら分かるけど、タイヤとしてあるからですね。分かりますか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 損傷したのは、タイヤ損傷、そしてスチールホイールなんですけれども。修理に駆けつけるための運搬費用でありましたり、あと、レンタカーが一定期間、今回計上されております。そういった間接的なところも、今回含まれたところでの損害賠償というふうなところでございます。以上でございます。

○河津修司委員 分かりました。

何しろ、ちよっとあまりにも時間がかかりすぎるといふか、これ、丁寧に一つ一つ説明するほうも大変でしょうけれども、私たちも、これ、全部こうやって見ていかなんかなという気持ちもあるものだから、自治法の関係があるから、一概にすぐやりますとか言えぬでしょうけれども、まあ検討してください。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 ないようでしたら、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第14号、第18号から第21号まで及び第37号から第46号までについて一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外18件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外18件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、A3の資料4枚を用意させていただいております。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについての御説明でございます。

なお、本件につきましては、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告をされるものですが、県政全般に係るプランになりますので、当常任委員会においても御報告をさせていただきます。

それでは、資料右側の上の方に資料番号、ページ番号が書いてございますので、そちらに沿って御説明させていただきます。

それでは1ページをお願いいたします。

まず、左側の1、被災状況、豪雨災害の検証では、人的被害、住家被害、被害額等について記載しております。

次に、中ほど上段に、2、復旧、復興の基本理念、目指す姿として、グレーの網かけ部分に、被災者、被災地の現状と課題を整理しております。県としては、被災者の思い、被災地の現状を直視し、復旧、復興に取り組ん

でいく必要があると考えております。

次に、その下、基本的な考え方(復興の哲学)として、復旧、復興3原則とくまもと復旧・復興有識者会議からいただいた提言を踏まえ、矢印の下でございますが、「生命・財産を守り安全・安心を確保する」「球磨川流域の豊かな恵みを享受する」、この2つを基本理念として位置づけております。

そして、その下に目指す姿として朱書きしておりますが、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、“若者が残り・集う”持続可能な地域の実現」に取り組むこととしております。

2ページをお願いいたします。

ここでは、3、新たな治水の方向性を踏まえた治水、防災対策及び被災者、被災地域の1日も早い復旧、復興に向けた取組として、直ちに実施する喫緊の課題の取組を整理いたしております。

まず、上段には、復旧、復興の前提となる流域全体の総合力による緑の流域治水について整理をいたしております。

左上の新たな治水の方向性を踏まえた抜本的な対策として、先月、知事が表明されました「「緑の流域治水」の1つとして、住民の「命」と地域の宝の「清流」をともに守る「新たな流水型ダム」の推進」を掲げております。

その下、速やかな再度災害防止のための緊急治水対策として、住民から御意見の多かった河道掘削や堤防整備など河川改修や、堆積した土砂、流木の早期撤去などを挙げております。

また、右側には、生命、財産を守る地域防災力の強化として、主にソフト対策を掲げております。

中段以降は、今御説明申し上げました新たな治水対策を前提とした復旧、復興に向けた取組を、Ⅰ、住まい、コミュニティーの創造、Ⅱ、なりわい、産業の再生と創出、Ⅲ、

災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり、IV、地域の魅力の向上と誇りの回復を4つの柱として整理をいたしております。

3ページをお願いいたします。

4、持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンでは、今後、将来を見据え、持続可能な地域に向けた取組の方向性を示しております。

まず、目の前にある生活の再建を被災者に寄り添いながら全力で取り組むとともに、同時に、県が目指す球磨川流域の将来ビジョンを明らかにすることで、被災地の復旧、復興の筋道を示していきたいと考えております。

土木部に関係する主な取組として、Ⅲ、災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくりで、日本一災害に強い、命の道、通学の道としての国道219号の強靱化などを掲げております。

資料右側の5、復旧・復興プランの実現に向けてでは、本プランを実現していくため、(1)被災市町村への支援や市町村相互の連携を促進し、また、(2)プラン実現に向けた実効性の確保として、国家戦略特区の検討、実現や国への要望など、必要な財源の確保に向けた取組を積極的に進めてまいります。また、今後は、(3)復旧、復興の進捗状況をお示しするとともに、必要に応じてプランの見直し等も予定しております。

最後に、五木振興も引き続き県政の重要課題として、強力で推進していくことを改めてプランの中で宣言をいたしております。

4ページをお願いいたします。

この資料は、これまで御説明させていただいた内容をイラストにしてまとめたものです。今回の復旧、復興の前提となる新たな治水の方向性、緑の流域治水をベースとして、4本の柱に取り組み、上段に朱書きで記載しておりますプランの目指す姿を実現するというイメージとなっております。

プランの説明は以上です。

なお、来週、復旧・復興本部会議を開催し、これまでの復旧、復興の状況などを協議する予定となっております。協議内容等につきましては、改めて御報告させていただきます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 復興プランなんですけれども、例えば、いろんなプランが出るときに、4か年計画とか、いろいろ期間を決めて、その目標に向かってやるっていうようなことが、思うんですけども、これ、どのぐらいのスパンでやっていくのかっていうのが1つです。

それと、痛みの最小化というところで、これは県の管轄ではないので、何も、どうなるか分かりませんが、坂本町の方々からの声で、瀬戸石ダムのことですね。瀬戸石ダムのあったところの影響が物すごくなんか多かったんで、撤去を求める住民の方もいらっしゃるというふうに聞いていますが、その辺に関しては、瀬戸石ダムの瀬の字もないので、どうなのかなっていうことが2つ目です。

3つ目は、人吉の方々に聞いたときに、五木村に10億上乗せするというようなお話があったときに、そのことに関して、もうちょっと、その10億の説明が、人吉の人たちとか、被災を受けた人たちに対してどうなのかというのが私の元に来ましたので、何か10億の根拠みたいなのが分かれば教えてください。

以上3つです。

○木山監理課長 まず、1点目のプランの期

間についてお答えをさせていただきます。

復旧、復興に向けては、短期的に実施する取組が求められるものですか、一方で、中長期的な視点でもって取組を進めるものなど、様々な取組が今回盛り込まれております。

今回は、プランの期間は定めずに、主な取組についてロードマップ等を作成して、進捗を把握、管理していきながら取組を進めてという方針になってございます。

それと、すみません、3番目の五木の10億のお話でございますが、申し訳ございませんが、10億の根拠につきましては、所管の関係部局のほうに確認をしてお答えさせていただきます。

○菰田河川課長 河川課でございます。

瀬戸石ダムについてちょっとお尋ねがございましたので、河川課のほうで少しお答えできる部分をお話しさせていただければと思いますけれども、御存知のように、瀬戸石ダムにつきましては、電源開発さんの所有になっておりまして、水利使用等の河川法上の許認可につきましても、河川管理者は国ということになりますものですから、県のほうとしまして瀬戸石ダムの撤去について、何かちょっとお話しすることはできないような状況でございます。

ただ、今回の出水を受けまして、電源開発さんのほうでは、速やかに検証を行うということと、その検証結果について情報提供に努めてまいりますというようなお話を伺っているところでございますので、まだ、その検証に結果については示されておられませんので、我々としては注視したいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 治水対策の件について全員協議会があったときに、知事が、瀬戸石ダム

のことについてもというような言葉も言及があったので今聞いているんですけども、電源開発がこれから検証結果を皆さんに御報告するというようなことがありましたので、本当にあそこで、すごく瀬戸石ダムのことで悶々としてらっしゃる方々がいらっしゃる——それは県民なので、県としてもきちんと検証を電源開発のほうにも伝えてほしいということをお願いしたいなというふうな気持ちがあります。

それから、土木に関して、3ページ目の災害に強いインフラのところで、防災公民館とか防災道の駅とか、すごくすばらしいと思うんですね。これが、やっぱりこれから一番重要なんじゃないかなと思っています。

瀬戸石ダムのことにまた戻りますけれども、何か放送とかありますよね、ダムの放送とか、なんか途中でやっぱり豪雨のこともあったし、聞こえなかったのか消えたのか分かんないんですけども、そういうことがこれからないように、いろんなソフト面の防災対策が必要だと思いますので、ここを入れてもらったのはすごくうれしいなと思っています。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに。

○城下広作委員 4ページの右上のダムの絵を見てください。これは、井手委員と全く同じことを考えたんですけども、これ、ダムの穴はこの上ではいかぬでしょう。これは下にあるというイメージで我々は理解をして、清流を守る、環境に配慮するという話じゃなかったんですか、これ。これは下に穴が空いとらぬから、水はずっとたまるじゃないですか。これはちょっと……。

○菰田河川課長 4ページに示されてある将来ビジョンの絵としては、これ恐らく市房ダ

ムをイメージして書かれてあるものだと考えているところでございます。

○城下広作委員 場所的に市房だな、確かに。

○菰田河川課長 はい。

○城下広作委員 ダムの名前は書いてないですね。じゃあ、ダムはね、これ、確かに源流はここだけど、これに似たような形がまだなるかってなると、これは根本的に誤解を招くもんな、これ。非常にこういうのはちょっとばっかし——例えば、ここに既存のダムとか何かちょっとしとかなないと、こういうダムがひょろっとまた左側になんかできるのかなと勘違いされたら、このことに対してクレーム言われるからまた。基本的には、穴あきダムというのは、河川の河床の一番下のほうに通常は流れるというダムで、いわゆる環境を守るダムだというようなことだから、非常に、これはある意味では既存ダムなんか書いてもらったほうが、場所的には市房ダムだから、それは分からんじゃないけど。何かこれを見てちょうど違和感があるね、やっぱり。余計に今度のダムのことをやっぱり……（「これは書かぬほうがよかったいな」と呼ぶ者あり）これは書かぬほうがいいかもだけど、これはもう一回考えて、この絵の表現の仕方というのを何かしたほうが、ちょっとこれで誤解を招くことがあると……。本題は本当これじゃないんですよ。

これ、要は——答えを出して、そのことで。

○永松総括審議員 永松でございます。

この4ページは、右側のダムは、課長が申しましたように多分市房をイメージしているものでございますが、今日たくさん御意見もありましたので、復興局が作っている資料で

ございますので、そちらのほうに今日の御意見を伝えていきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 それで、恐らくこの復興計画も復興プランもそうなんです。まだ今から工事の——ある意味ではほとんど考えは影響するんですけども、要はこの復興プランで、ダムがある、それで流水型、そしてまた、ある意味では平常時は流れる、そういうことが決まって、全て河川の河床の高さ、堤防の高さ、そのことが結果的には固まってくる、その部分によって災害復旧をやると思うんですよ。そのことが決まらないと、恐らく今の国交省の河川の橋梁の工事だって、これは測量はしているけれども、設計なんていうのは、どこの高さを基準にとか、安全度の分で80分の1とか、人吉の地点でそれで計画するんだけど、そのことは実際にどうやって今進捗しているか、決めているか、ちょっとその辺のことを、状況を教えてもらえますか。

○森道路整備課長 今おっしゃいますように、球磨川に架かる橋につきましては、今国のほうが権限代行という形で事業のほうを進めるようになっております。

実際、おっしゃられるように、今水位のほうの設定がまだ定かでないということもございますので、今のところはそれをちょっと除いたところで、現地の測量であったりとか、いろんな市町村と協議して、幅員をどうするかとかいう形で、今のところ、本格的な、詳細な設計のほうにはまだ移れていないという状況でございます。

○城下広作委員 全くそのとおりで、できないと思います。

それで、例えば、川辺川にダムを造って、穴空きにしたときに、この穴空きの規模も、今の渇水時のいわゆる河川の流量の水がその

まま流れるような、いわゆるコア抜きというか、その断面はどのくらいを考えているか、そういう情報というのは、県にも国交省は教えるんですか、それとも全くそれはもう国交省だけだから県は分からないのか。その辺のこの流量の、放出する、確保というのは、どういうふうを考えているかというのはちょっと情報的には分かるんですか。

○永松総括審議員 今知事のこの間の表明を受けまして、国の方で新たな流水型ダムの検討をこれからしていくことになるかと思っております。その中で、平常時の川辺川筋の水をダムにためずにどのように流せるのか、それがどのぐらいの流量で、どのぐらいの規模のものを、下に穴を空けていけば流れるようになるのかというのは、これからの検討だと思っております。そこについては、国のほうでしっかりこれから検討いただけると思っています。

それがいつ、どのタイミングでどのように県に情報として提供されるのかについては、現時点ではちょっとお答えすることは難しいかなと思っております。

以上です。

○城下広作委員 これはダムの、知事が言われた生命と財産を守る、環境を守る、両立をやっていく、その一つの物差しに、ダムを造っても、流水型という、基本的には平常時の水はそのままダムにたまることはないんだということで環境を守るというイメージを持っている方が多いから、非常にここは大事な部分で、ある程度、平常時から流れてくる分から半分しか流れません、あとはたまっていきますとなると、これは水がたまるんじゃないかというふうに思って、環境が守られんじゃないかというような感じを考えられる方も出てきますので、この辺が非常に今から、環境に関しては一番注目が集まるところだと思

うんですよ。

それと、この断面の大きさによって、結果的には、下流側の計画がいろいろと微妙に変わってくるという非常にデリケートな部分なんです。この辺を国交省さんが最終的には決めるんでしょうけれども、県にどのようなタイミングで、また、その説明は、結果的には県もいろんなところでやらなきゃいけないという責任が出てくるから、これはしっかり情報共有して、この説明をうまくやらないと、いろんな形でまた騒がれるということだから、それはぜひ、しっかり情報を県ができるだけ早く国交省から共有しながら、しっかりした話ができるようにやるべきだというふうに思いますので、要望しておきます。

○松田三郎委員 関連、関連、すみません。

冒頭、城下委員がおっしゃったダムの絵ですけれども、これ、実は自民党からも、口頭ではありましたが、こういうなんか紛らわしいのは消してくださいという抗議なり、要望はいたしております。ですから、再度、だからもうないんだろうと思ったら。復興局なり、水谷理事、福原課長には直接お願いをしました。というのは、最初、何でこのオンライン診療の上にダムがあつとと言うたら、いやいや、これオンライン診療の上じゃなくて、一番上流にある市房ダムのことですよ。城下委員おっしゃったように、これに書いてないならば、ぱっと見て、これが新しくできるダムじゃなかろうかという——ただでさえ、市房ダムですら誤解を招いて、40年7月で市房ダムが悪化したんだっていうのを誤解に基づいて、今でもそう思ってる方が多いので、ちゃんむりここにこの絵がないと、この図自体、4ページ自体が成立しないんですというならいざ知らず、そうでないならば、これはもう消しとってもらったほうが、ただでさえ誤解を招いている現状に、なおかつ、この絵によって、ありもし

ないことを根拠にいろいろまた言われる方を増やす余地を残す必要はないんだろうと思いますので、これは復興局だからってじゃなくて、土木部としても、しっかりその話をさせていただいて、いやいや、これがないと4ページは成立しないんですというならまた話は聞きますけれども、そうじゃないならば、城下委員の御心配のように、私も心配しておりますので、この絵からは消してもらおうというのが、これからの計画を進めていくにもいいんだろうと思いますので、要望したいと思いません。

以上です。

○井手順雄委員 今の話は、県連会長も御同様でございますので、申し伝えておきます。

今公費解体というのがやられていると思いますが、人吉地区は今どがん状況ですか。何世帯あって、どのくらい解体しているか、これは土木部の範疇じゃないと。

○木山監理課長 公費解体につきましては、環境生活部の循環社会推進課のほうが所管をいたしております、そこにつきまして確認をして、また……。

○井手順雄委員 よか。すみません、ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 最後と言われましたけれども、いろいろ意見が出たので、ダムの絵なんですけれども、私、これは市房ダムなんでしょう、だから市房ダムはこれで別にいいんじゃないかなと思っていますので、意見を1つだけ言わしていただきたいと思えます。

○高木健次委員長 だから、今岩田委員も言われたとおり、市房ダムと名称を入れるなり

したほうが、これはまたダムをとっぱらったら、市房ダムがあったのに、ダムはどがんたつとつかというように、今度はまたそういうことも出てきますので、きちっとダムの名前を入れてしたほうがいいんじゃないのかなと思いますけどね。それはまた検討してみてください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに、1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他で何かありませんか。

○松田三郎委員 短めに申し上げます。

本編のほうで申し上げてもよかったんでしょうけれども、今球磨・人吉の方々で、これは災害直後からですけれども、よく話題に上りますのが、やっぱりコロナの関係で、県の度重なる補正予算等々で支出していただいております。加えて、7月3日、4日の豪雨で、災害復旧も年末まで査定が終わって、年明けからいろいろやっぱり県の支出も増えてくるだろう、今もう既にそうですけれども。ですから、球磨・人吉には、もう災害関係以

外の事業なり工事がもう全然なかったでしょうというお話。つまりは、直接、間接の災害の復旧だけで、しばらくは、もうそれ以外の予算が、人吉・球磨にはないだろうというような話をよく聞きます。

それで、私がそういう方に申し上げるのは、もちろん、多少なりともいろいろ影響が出てくるのは事実でしょう。ただ、そういう方の多くは、突き詰めていくと、災害復旧以外に、例えば、災害がなかったならば、年度——これからやらなければならない通常分というか、プロパー分の事業、これは、ほかの振興局単位の市町村もそうでございますが、そういうのが制約を受けて、限りなくゼロになるんじゃないかという御心配でございます。

私が申し上げるのは、いや、災害に関しては、国の補助等がありまして、極力それを使って、県の負担ももちろんありますけれども、通常分に支障がないようにというお願いしておりますし、県の土木部の方々もそういう意識でございます、予算面においては。ただ、その発注なり入札に関しては、さっき井手委員の御心配のように、地元で、例えば、それを優先すると、どうしても通常分を今発注出しても取れない状況があるから、それはちょっとずらそうという时期的な配慮でありますとか、実際にそう1社でたくさんの技術者を抱えているわけでもないでしょうから、取れる数も限られているならば、どうしてもそういう事情で、先送り、あるいは繰越しを含めて時期をずらさざるを得ないという意味では、この時期に本当は予定していたけれども、先に延ばさざるを得ないというような影響もあるかもしれません。ただ、私たちは、時期がずれる分にはいずれやっていただくわけでしょうから、予算面において、災害があったから、あるいはコロナの影響があったから、県の支出が増えて、その分球磨・人吉地域に通常すべきだった分の事業がかなり減ら

されてしまうということはありませんというような説明をしておりますが、この辺の方はどなたでも——そういう説明でいいんですね。いやいや、実は、本当は影響あつとですよとかあるならば、ここで聞いとかと我々の説明しようもありますので。

部長なのか、野崎さんなのか、監理課長なのか。

○野崎政策審議監 委員おっしゃるとおり、非常に、球磨地域の事業は増嵩をしております。実際、球磨地域で、建設業者が1本当たり抱える量というのは、実際はもう決まってしまう状況でございます。

まず、災害復旧工事でどの程度の工事があるかというのを、まず関係者の皆さんに情報を共有することが必要なものですから、先ほど部長が申し上げましたとおり、情報共有のための会議の準備をしているところでございます。

オール熊本でやはり取り組むという姿勢がどうしても必要になってまいりますので、そういったものを踏まえて、優先順位、これはまず、災害が第一優先順位で高うございますので、優先順位を見極めて発注していきたいというふうに思っています。

プロパー事業に関しては、地元球磨地域振興局からも、やりたい事業、ぜひこれはやりたいというのはありますので、そこもまた優先順位をつけて発注していきたいというふうに思っておりますが、まず災害の査定がまだ終わっていませんので、災害の査定が終わった後、情報共有をしっかりと、優先順位を明確にして発注していきたいというふうに思っています。

プロパーが決してゼロになることはございませんので、そこは力強く、おっしゃるとおり動きたいと思えます。

以上です。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

私が言うまでもなく、今情報を共有するということでした。国の発注分があり、県があり、市町村もある。県の場合も、本庁は発注する、あるいは振興局は発注する。振興局も土木部があり、農林部があると、かなり非常に難しい状況だと思います。同じ県の中でも、どうか部長、我々も地元の振興局にいろいろ要望しますので、本庁のほうからがつんと言うて、いやいや、それはもう後回したいて、あんまりやかましゅう言わんでいただきたいというのを要望して終わりたいと思います。

○高木健次委員長 いいですか。

（「はい」「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が9件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第6回建設常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長